

令和 2 年 度

畜産バイオマス地産地消対策事業

公 募 要 領

令和 2 年 12 月

農林水産省食料産業局

※ 本公募は、令和2年度補正予算（第3号）案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

第1 総則

畜産バイオマス地産地消対策事業（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第2 事業趣旨

本事業は、グリーン社会の実現に向けてエネルギーの地産地消を推進し、肉用牛・酪農の増頭増産を支える環境を整備するため、家畜排せつ物等の農業生産活動により発生するバイオマスを活用した畜産バイオマス利活用施設・機械の導入を支援することにより、エネルギーの地産地消及び副産物の複合利用による新たな経営モデルを確立するとともに、家畜排せつ物処理の円滑化・高度化による生産コスト低減及び収益力強化を実現するものです。

第3 事業内容

本事業の内容は、次のとおりとします。

1 畜産バイオマス利活用施設の導入（施設整備）

エネルギーの地産地消及び副産物の複合利用による新たな経営モデルを確立するため、家畜排せつ物等の農業生産活動により発生するバイオマスを活用した畜産バイオマス利活用施設の導入を支援する。

2 畜産バイオマス利活用関連設備・機器の導入（機械導入）

畜産バイオマス利活用施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布や、災害時のレジリエンス強化に必要な設備・機器について、購入又はリース方式による導入を支援する（本体価格が50万円以上を支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。

第4 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、地方公共団体及び民間団体等（畜産を営む者、畜産関連事業者（乳業者、食肉加工業者等）、農業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとします。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用

を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

- 4 日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第5 補助対象経費の範囲等

補助対象経費は、本事業に直接要する別表の経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

また、事業実施に係る契約に当たっては、原則、競争入札（やむを得ない場合には、3者以上の見積りを徴収）により行うことにより、事業費の適正な執行に努めてください。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 発電した電気が最終的に再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用して売電される発電設備に係る経費
- 2 土地取得に関する経費
- 3 既存施設及び機械器具の取壊しや撤去に係る経費
- 4 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 5 補助金の交付決定前に発生した経費（別途、「畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日元食産第4479号農林水産事務次官依命通知）及び畜産バイオマス地産地消対策事業補助金交付要綱（令和2年1月31日元食産第4478号農林水産事務次官依命通知）。以下要綱等という。」に定める場合を除く。）
- 6 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）

- 7 自力又は趣旨の異なる他の補助事業等によって整備に着手した施設、機械器具に係る経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

第7 補助金額及び補助率

補助金額については、次のとおりとし、この範囲で事業の実施に必要な経費の1/2以内を助成します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額する場合があります。

- (1) 第3の1に定める施設整備：927,145千円以内
- (2) 第3の2に定める機械導入：58,500千円以内

第8 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和3年3月31日までとします。

第9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、別紙申請書様式により申請書を作成の上、次の書類を添付してください。

(1) 事業に係る課題提案書（事業実施計画書）

実施要領別紙様式第1号に定める事業実施計画の様式に従って、必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて提出してください。

(2) 応募者の概要が分かる資料（パンフレット等）

- ① 応募者が民間企業である場合であっては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ② 応募者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書並びにその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ③ 応募者が法人格を有しない団体である場合にあっては、当該団体の概要（別紙様式1）

ただし、①又は②に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料を提出してください。

(3) 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式2）

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数等については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）と

し、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。

- (7) 課題提案書等を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (8) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (9) 課題提案書等は、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (10) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、食料産業局バイオマス循環資源課及び管轄の地方農政局等（以下「食料産業局バイオマス循環資源課等」という。）において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、食料産業局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、要綱等に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

(1) 事業実施主体の適格性については、次の項目について審査するものとする。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等につい

ては、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

①実施体制の適格性

②知見・専門性、類似・関連事業の実績等

(2) 事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

①事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性

②実施方法の効率性

③経費配分の適正性（経営収支改善効果分析は1.0以上であること。）

(3) 事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

①期待される成果

②波及効果

4 審査結果の通知

食料産業局長は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、管轄の地方農政局長等の指示に従い速やかに要綱等に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を提出していただきます。申請書等を管轄の地方農政局等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第13 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件

を遵守してください。

1 事業の実施

事業実施主体は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の実施全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目途に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了したときは、その旨を交付決定者に報告すること。
- (4) 事業実施主体は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

事業実施主体が、自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、事業実施主体の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

- (5) 事業実施主体は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼動試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼動試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出ること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の

注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途での使用等はできません。）

- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても、同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合にはその都度遅滞なく事業承認者に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときには、事前に事業承認者と協議して承諾を得ること。

事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第14 補助事業における利益等排除

補助事業において、交付対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の（1）から（3）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（1）補助事業者自身

（2）100%同一の資本に属するグループ企業

（3）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（2）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（1）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（2）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、食料産業局バイオマス循環資源課等は、公募開始等の周知に努めることとします。

別表

事業種類	内容	補助対象	採択基準
1 畜産バイオマス利活用施設の導入（施設整備）	エネルギーの地産地消及び副産物の複合利用による新たな経営モデルを確立するため、家畜排せつ物等の農業生産活動により発生するバイオマスを活用した畜産バイオマス利活用施設の導入を支援する。	<p>1 工事費</p> <p>(1) 純工事費</p> <p>ア 直接工事費 材料費、労務費、機械経費その他の工事の目的物を施工するに当たり直接必要とされる費目。</p> <p>イ 共通仮設費 事業損失防止施設費、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費その他の工事の目的物を施工するに当たり共通の仮設に要する費目。</p> <p>(2) 現場管理費 労務管理費、安全訓練等費、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、補償費、租税公課、保険料、外注経費、工事登録等費、雑費その他の工事の目的物を施工するに当たり工事現場の管理運営に要する費目。</p> <p>(3) 一般管理費 従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発償却費、租税公課、保険料、契約保証費、雑費その他の工事の施工に当たる企業がその経営、管理又は活動に必要な本店又は支店における経常的な費目。</p> <p>2 機械器具費</p>	<p>1 事業趣旨との整合 次に掲げる事業趣旨と整合していること。</p> <p>(1) 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。</p> <p>(2) 事業実施により、エネルギーの地産地消を達成すること。</p> <p>(3) 事業実施により、事業完了年度から5年後に次のいずれかを達成する見込みがあること。</p> <p>ア 販売額の5%以上の増加</p> <p>イ 生産コストの5%以上の削減</p> <p>ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加</p> <p>エ 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保</p> <p>2 地域への裨益 地域へ裨益する取組であり、次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理</p> <p>イ 畜産業と耕種農業との連携によるバイオマス利用</p> <p>ウ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数農家による共同経営体であるもの</p> <p>エ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー供給を行うもの</p> <p>3 事業内容の具体性</p> <p>(1) 導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。</p> <p>(2) 生成・製造されたエネルギーの利用先の確保が見込まれ、利用開始までのスケジュールが計画されていること。</p> <p>(3) 施設の規模、性能等が妥当であり、事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。</p> <p>4 事業実施主体の安定性・透明性</p> <p>(1) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっている、又</p>

		<p>機械器具の購入費（車両、備品類の購入費を除く。）</p> <p>3 測量費及び設計費</p> <p>4 工事に必要な実施設計費、測量試験費</p>	<p>は直近の決算において債務超過となっていないこと。</p> <p>ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字のものにあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを証明していること。</p> <p>また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。</p> <p>(2) 事業実施主体が法人である場合において、経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。</p> <p>5 事業実施主体の実施体制・専門性</p> <p>(1) 事業の実施及び事業完了後の運営に必要な人員体制が整っていること。</p> <p>(2) 専門的知見・経験等を有した責任者、技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制になっていること。</p> <p>6 事業実施方法の計画性・綿密性</p> <p>(1) 事業費の適正性</p> <p>実施要綱第3の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。</p> <p>ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。</p> <p>イ 原則、3社以上の相見積りにより事業費の算定を行っていること。</p> <p>なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の見積り結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。</p> <p>(2) 事業収支の妥当性</p> <p>ア 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。</p> <p>イ 施設整備においては、実施要領第3の2の経営収支改善効果分析の手法により妥当投資額を算出し、投資効率が1.0を超えていること。</p> <p>(3) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し</p> <p>ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。</p>
--	--	--	---

			<p>イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。</p> <p>ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。</p> <p>エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。</p> <p>7 事業の効果</p> <p>(1) 具体的目標が設定されており、その成果・効果を検証できる仕組みになっていること。</p> <p>(2) モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。</p> <p>8 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは趣旨の異なる他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。</p>
<p>2 畜産バイオマス利活用関連設備・機器の導入（機械導入）</p>	<p>畜産バイオマス利活用施設を効果的に運営するため、メタン発酵後の副産物であるバイオ液肥の運搬・散布や、災害時のレジリエンス強化に必要な設備・機器について、購入又はリース方式による導入を支援する（本体価格が50万円以上を支援対象とする。また、目的以外に使用可能な汎用性のあるものは支援対象から除く。）。</p>	<p>機械器具の購入費（備品類の購入費を除く。）及びリースによる導入に対する費用</p> <p>リースによる導入に対する費用については次の算式による。</p> <p>「リース料補助額」＝リース物件購入価格（税抜き）×補助率（1/2以内）</p> <p>ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合には、そのリース料補助額については、次の①の算式によるものとする。また、リース期間満了時に残存価格が設定される場合にはそのリース料補助額は次の②の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格が設定される場合には、そのリース料補助額については、次の①及び②の算式により算出した値のいずれか小さい方とす</p>	<p>1 事業趣旨との整合</p> <p>次に掲げる事業趣旨と整合していること。</p> <p>(1) 事業実施により、エネルギーと肥料等の複合利用を実施すること。</p> <p>(2) 事業実施により、エネルギーの地産地消を達成すること。</p> <p>(3) 事業実施により、事業完了年度から5年後に次のいずれかを達成する見込みがあること。</p> <p>ア 販売額の5%以上の増加</p> <p>イ 生産コストの5%以上の削減</p> <p>ウ 農業所得又は営業利益の5%以上の増加</p> <p>エ 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保</p> <p>2 地域への裨益</p> <p>地域へ裨益する取組であり、次に掲げるいずれかに該当すること。</p> <p>ア 複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理</p> <p>イ 畜産業と耕種農業との連携によるバイオマス利用</p> <p>ウ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数農家による共同経営体であるもの</p> <p>エ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業</p>

		<p>る。</p> <p>①「リース料補助額」＝リース物件購入価格（税抜き）×（リース期間÷法定耐用年数）×補助率（1／2以内）</p> <p>②「リース料補助額」＝（リース物件購入価格（税抜き）－残存価格）×補助率（1／2以内）</p>	<p>施設等にエネルギー供給を行うもの</p> <p>3 事業内容の具体性</p> <p>(1) 導入技術が事業の目標を達成するための技術として妥当であること。</p> <p>(2) 生成・製造されたエネルギーの利用先の確保が見込まれ、利用開始までのスケジュールが計画されていること。</p> <p>(3) 施設の規模、性能等が妥当であり、事業実施に必要な用地の確保が見込まれること。</p> <p>4 事業実施主体の安定性・透明性</p> <p>(1) 経常損益が過去3年間のうち1年以上黒字となっている、又は直近の決算において債務超過となっていないこと。</p> <p>ただし、事業実施主体がバイオマス利活用施設の整備を目的として新たに設立された関係会社等であって、3年連続赤字のものにあつては、親会社等の保証（融資機関等への親会社による債務保証や子会社への増資等の実施）等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことを証明していること。</p> <p>また、事業実施主体の現状の事業活動、経営能力、取引先の状況等からみて、事業の円滑な実施に問題がないこと。</p> <p>(2) 事業実施主体が法人である場合において、経営状況について、定款、役員一覧、決算書等により確認できる情報を公開していること。</p> <p>5 事業実施主体の実施体制・専門性</p> <p>(1) 事業の実施及び事業完了後の運営に必要な人員体制が整っていること。</p> <p>(2) 専門的知見・経験等を有した責任者、技術者を有するか、又は他の事業者等の技術協力が得られる体制になっていること。</p> <p>6 事業実施方法の計画性・綿密性</p> <p>(1) 事業費の適正性</p> <p>実施要綱第3の1の定めにより作成する事業実施計画の事業費の算定が、次のア又はイにより行われていること。</p> <p>ア 事業費が公的機関の積算基準等に基づき適正に算定されていること。</p> <p>イ 原則、3社以上の相見積もりにより事業費の算定を行っていること。</p> <p>なお、一般に流通していない機器等の価格については、複数の</p>
--	--	---	--

			<p>見積もり結果、海外を含む比較可能な機器等の価格情報、製造元における販売価格等により算定を行っていること。</p> <p>(2) 事業収支の妥当性</p> <p>ア 融資機関との契約書等により、初期投資及び事業運営に必要な資金調達計画が確認できること。</p> <p>(3) 利害関係者との調整及び許認可の取得の見通し</p> <p>ア 関係する行政計画等既存の計画と調整が図られていること。</p> <p>イ 施設の立地について法令等に基づき必要となる場合は、地域住民との調整が図られていること。</p> <p>ウ 事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の見通しが立っていること。</p> <p>エ 施設整備に伴い、周辺環境へ影響がある場合に、施設の対応が図られていること。</p> <p>7 事業の効果</p> <p>(1) 具体的目標が設定されており、その成果・効果を検証できる仕組みになっていること。</p> <p>(2) モデル性があり、事業実施による波及効果が認められること。</p> <p>8 事業実施主体が、事業を自己資金若しくは趣旨の異なる他の助成により実施中又は既に終了しているものでないこと。</p>
--	--	--	---

別紙申請書様式

年 月 日

農林水産省〇〇農政局経由
北海道にあつては、農林水産省北海道農政事務所経由
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局経由
農林水産省食料産業局長 殿

(応募者)
所在地
事業実施主体名
代表者職名
代表者氏名

令和2年度畜産バイオマス地産地消対策事業に係る課題提案書

令和2年度畜産バイオマス地産地消対策事業に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

畜産バイオマス地産地消対策事業
実施計画書（事業実施結果に係る報告書※）

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

畜産バイオマス地産地消対策事業実施要綱（令和2年1月31日付け元食産第4479号農林水産事務次官依命通知）第3の1に基づき、事業実施計画（事業実施結果に係る報告※）を提出する。

※ 実施要綱第3の1の（4）に定める事業実施結果に係る報告の場合には、（ ）内を記載する。

別紙様式第1号

畜産バイオマス地産地消対策事業実施計画書

<記載例及び記載内容。実施内容に応じて適宜修正して作成>

(1) 事業実施地所在地			
(2) 事業実施主体名			
○ 事業実施主体の概要			
※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。			
事業 担 当 者 名 及 び 連 絡 先	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名等）		
	役職		
	所在地		
	電話番号	F A X	
	E-mail		
	(3) 事業の概要		
ア 背景			
※現在の家畜排せつ物の処理における状況・課題などを記載すること。			
イ 事業の目的			
※今後の増頭やコスト低減の見込み等、今後の経営の方針を含めて記載すること。			
ウ 補助対象施設の概要			
1) 施設整備			
2) 機械導入			

(4) 成果目標 (実施要領第3の1の(2))

目標年度：○年度

※目標年度は施設整備完了の翌年度から5年経過した年度とすること。

成果目標：

経営の生産性・収益力向上又はレジリエンス強化により、次の(ア)～(エ)のうちいずれかを達成すること。

(ア) 販売額の5%以上の増加

※経営上の販売額を記載し、販売予定価格の根拠資料(地域での販売価格等、価格の根拠)を添付。

例：年間生乳出荷額 ○○万円(○○頭)(○年)

→年間生乳出荷額 ○○万円(○○頭)(○○年)(対○年+○%)

(イ) 生産コストの5%以上の削減

※経営上の生産コスト削減額を記載し、削減予定価格の根拠資料(地域での販売価格等、価格の根拠)を添付。

例：

<生産コスト削減額>

年間牛乳生産費 ○○万円(1頭当たり)(○年)

→年間牛乳生産費 ○○万円(1頭当たり)(○○年)(対○年○%削減)

(削減の内訳)

光熱費の削減 ○○万円(○○kwh/年)(○年)

→○○万円(○○kwh/年)(○○年)(対○年○%削減)

化学肥料費削減(堆肥利用) ○○万円(○○t/年)(○年)

→○○万円(○○t/年)(○○年)(対○年○%削減)

敷料(おが粉)代削減 ○○万円(○○t/年)(○年)

→○○万円(○○t/年)(○○年)(対○年○%削減)

労務費・労賃削減効果 ○○万円(○○h/年)(○年)

→○○万円(○○h/年)(○○年)(対○年○%削減)

(ウ) 農業所得又は営業利益の5%以上の増加

※経営上の農業所得又は営業利益を記載し、根拠資料(税務書類の写し、決算書類等)を添付。

例：年間農業所得 ○○万円(○年)

→年間農業所得 ○○万円(○○年)(対○年+○%)

年間営業利益 ○○万円 (○年)
→年間営業利益 ○○万円 (○○年) (対○年+○%)

(エ) 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

※エネルギー供給の見込みがあることが確認できる内容（供給先の施設名、供給方法、協定等の締結状況又は協定等の締結までのスケジュール、調整状況）を記載し、根拠資料（協定書等、供給体制確保までの工程表、地方公共団体等との打合せ記録等）を添付。

例：エネルギー供給先：○○施設 (○kW/日)

エネルギー供給方法：○○

協定書の締結状況：○○

供給体制確保までの工程：○○

調整状況：○○

(5) 地域への裨益

次のいずれかに該当し、地域に利益が裨益する取組であることが分かる内容を記載すること。

- ア 複数の畜産農家の家畜排せつ物を処理
- イ 畜産業と耕種農業との連携によるバイオマス利用
- ウ 事業実施主体が法人経営体である場合、複数農家による共同経営体であるもの
- エ 大規模停電等の発生時に、地域住民、公共施設、自らの農業施設等にエネルギー供給を行うもの

(6) バイオマス利活用施設、設備・機器の利用計画

ア エネルギー利用と肥料利用の複合利用

バイオガスプラントの場合の記載 (例)

① エネルギー利用量

例：年間発電量：○○○kwh/年（うち自家消費○○kwh/年、地域利用○○kwh/年）

② 発酵残渣の利用量

（固体部分）

例：年間堆肥生産量：○○t/年（うち自家消費○○t/年、地域利用○○t/年）

※再生敷料として利用する場合は、その利用量を記載

（液体部分）

例：年間肥料(消化液・堆肥・敷料等)生産量：○○t/年（うち自家消費○○t/年、地域利用○○t/年）

イ エネルギーの地産地消

※エネルギーの利用先（需要面）を記載すること。

（バイオガスプラントの場合の記載（例）

①自家消費分

※電気・熱等のエネルギー需要を記載すること。

例：合計：〇〇kWh/年

うち、メタン発酵発電設備一式（〇〇kwh/年、最大出力●kW）

うち、搾乳ロボット（〇〇kwh/年、最大出力●kW）

うち、送風機：〇〇kW（年間：〇〇kWh、最大出力●kW）

②地域利用分

※電気・熱等のエネルギー需要を記載すること

例：ガス会社への販売量：年間〇〇m3/年

（7）バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術、施設計画

ア バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術の方式

記載例）・メタン発酵…湿式低温メタン発酵、湿式中温メタン発酵、湿式高温メタン発酵

イ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT」という。）による売電の有無
発電を行う取組の場合は、下記1. 2のいずれかに「○」を付すこと。

1. FIT を活用した売電を行わない。

2. FIT を活用して売電する（発電された電気が最終的に FIT を活用して売電される場合を含む）。

※2の場合、発電設備に係る経費は交付対象外となる

ウ 全体配置図（略図、面積、容量等記載）

※交付対象範囲を明示。

エ 工事概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作据付工事

オ 事業実施予定スケジュール（別紙様式第1-1号）工事工程表

カ 機器リスト

※基本仕様（設備能力、容量等）を記載。

キ 施設用地の確保状況

※土地所有・賃借の関係、位置、地域指定、面積、現在の利用状況等について記載。

※自己所有でないときは利用許可書等を添付。

※設置予定場所及びその周辺写真を添付。

※用地取得等の交渉中の場合は、現在の状況等（協議実績、確保の見込時期等）について記載。

(8) バイオマス原料調達

ア 畜産バイオマスの種類

記載例) 家畜排せつ物 他（その他、予定があれば具体的に記載すること）

イ 原料の性状

ウ バイオマス原料調達量（利用量）

年間バイオマス原料調達量 ○,○○○□/年（□には kg、 t、 L、 Nm³ 等）

（
・日利用量：○○○□/日
・年間利用日数：○○○日/年
）

エ 原料調達先

※自家調達する場合はその旨記載。

※原料調達先との契約書等、原料調達先が確保されている根拠を確認できる資料を添付。

※本計画書作成時点で根拠資料の添付ができない場合は、原料調達先候補のリスト、それら調達先候補との調整状況及び調整を了する見込時期等を記載。

オ 原料調達価格

※原料調達価格の根拠資料添付。（契約書又は価格の根拠となる資料を添付）

カ 原料調達手段

※収集・運搬方法を記載。外部委託する場合、収集費、運搬費を記載。

(9) 製造物

ア 製造物の種類

イ 主たる製造物量（年間製造量）

年間製造量：○,○○○□/年（□には kg、 t、 L、 GJ、 Nm³、 kwh 等）

- ・時間当たり設備能力：○○□/h
- ・日製造量：○○○□/日
- ・年間製造日数：○○○日/年

例) 年間バイオガス製造量：○○Nm³/年、年間発電量：○○kwh/年、
年間熱製造量：○○GJ/年

(10) 事業費

ア 事業費積算内訳書（別紙様式第1－2号）

※公的な積算基準に基づき算定されていること。公的な積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。

※見積りによる場合は、3社以上の見積書を添付すること。

※機械器具費は、機器ごとに基本仕様（設備能力、形式、面積、長さ、容量等）を記載すること。

※工事費は各工事（建築工事、機械据付工事、電気設備工事、試運転調整、附帯施設工事等）ごとに内訳が分かるように整理すること。

イ 費用負担の方法及び資金調達（別紙様式第1－3号）

※自己負担資金以外の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書や関心表明書等を添付すること。

(11) 関係法令の許認可の状況

（廃掃法、肥料取締法等のバイオマス利活用に係る法令に基づく許認可）

ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し

※事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得状況等（取得状況等の内容や、未取得の場合は取得予定時期）を記載すること。

※自家消費や系統連系に係る電力会社等との協議の内容・見通しを記載すること。

※その他、実施上課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

イ 周辺環境への影響

※導入に伴う、排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名などを記載のこと）への設備の対応計画が策定されており、必要があれば関係機関へ届出済であるか記載すること。

※対応計画が策定されていなければ、その具体案等の検討内容や、必要となる関係機関への届出の時期を記載すること。

※その他、事業の実施上、課題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

参考) 関係法令例

- ・土地利用の規制関連…都市計画法、国土利用計画法、農地法、農業振興区域の整備に関する法律、工場立地法、道路法等
- ・環境保全の関連…自然公園法、森林法、都市緑地保全法、文化財保護法等
- ・公害防止関連…大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等
- ・設備の設置・保安関連…電気事業法、熱供給事業法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法等

(12) 実施体制

ア 実施体制図

※施設整備の施工管理部門、施設の運営管理部門、原料調達部門、販売部門、事務部門等、必要な組織を記載し、配置する人数を記載。

イ 導入技術に必要な技術者

- ・技術者氏名、資格、業務内容、経験年数を記載

※自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書等の資料を添付。

ウ 発注業者の選定方法

エ 運営管理費

※年間ランニングコスト

オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模 (t/日)、稼働年月を記載。

(13) 関係者との調整状況

ア 既存の計画との整合

※関係自治体におけるバイオマス活用推進計画、畜産クラスター計画等、畜産バイオマスの関連計画との整合性を記載。

イ 地域住民との調整

※事業実施に当たり、地元住民等への説明手続が必要な場合は、その必要となる手続の内容全てについて記載すること。(手続進捗状況(完了したものを含む))

※解決が必要な課題等がある場合は、解決に向けた見通しについて、具体的に記載すること。

(14) 期待される波及効果	
<p>ア 家畜排せつ物処理方法確立による増頭・規模拡大効果 (飼養頭数○頭→○頭 牧場敷地○ha→○ha 等)</p> <p>イ 増頭・規模拡大効果による雇用拡大効果 (雇用人数○人→○人 (○○業務) (○月～○月 (期間の予定がある場合)) 等)</p> <p>ウ 家畜排せつ物処理の省力化による新たな経営分野進出 (従来の生乳生産に加え、新たにチーズを製造・加工・販売 ○t/年 (計画)、 新たに育成牛、肥育牛等を飼養 ○頭/年 (計画) 等)</p> <p>エ 悪臭軽減効果、環境対策効果 (従来行っていた水処理排水量 ○t/年→○t/年 等)</p> <p>オ その他</p>	
(15) 行政施策との関連性について	
<p>「バイオマス産業都市構想」の事業化プロジェクトとの関係</p>	
(16) 事業計画図	
<p>ア 位置図</p> <p>イ 計画平面図</p> <p>※補助対象範囲を明示すること。複数年にわたる事業の場合は、年度ごとの実施部分が分かるように記載すること。</p>	

(17) リース料 (※該当ない場合は本欄削除)	
<p>ア 設備・機器の名称</p> <p>イ リース料総額</p> <p>ウ リース事業者の設備・機器の物件購入価格</p> <p>エ 補助金相当額 (ウの1/2以内とする)</p> <p>オ 支払期間 (○年○月～○年○月 (○年○ヶ月)。支払回数○回)</p> <p>カ リース料額 (○円/回)</p> <p>キ リース期間終了後の設備・機器の取扱い ※残存価格が設定される場合はその額も記載すること</p> <p>ク 関係書類 ※導入する設備・機器のパンフレット等、見積書の写し、複数の相見積り</p>	
(18) リース事業者の名称及び概要 (※該当ない場合は本欄削除)	
<p>ア リース事業者の名称及び代表者</p> <p>イ 所在地及び電話番号</p> <p>ウ 資本金</p> <p>エ 主な株主</p>	

※ 原則として、様式の変更は行わないこと。ただし、記載欄については、必要に応じて枠を拡大してもよい。

※ 事業実施結果報告時点において基本設計又は実施設計を行った事業にあっては、これらの成果を踏まえた内容を記載するものとする。

※ 必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付する資料には資料番号 (添付資料○) を記載するとともに、本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第 1 - 1 号

事業実施予定スケジュール(記載例)

〈〇年度〉

項目	〇年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計												
土木建築工事												
機械製作設置工事												
支払												
試験稼働												
実績報告書提出												
本格稼働												

〈〇+1年度〉

項目	〇+1年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
実施設計												
土木建築工事												
機械製作設置工事												
支払												
試験稼働												
実績報告書提出												
本格稼働												

※繰越が行われた場合には、「〈〇年度〉」表を修正のうえ、「〈〇+1年度〉」表を作成すること

別紙様式第1-2号 事業費積算内訳書

※事業に要する費用の総額及びその内訳等について記載。

(単位：千円)

費目	事業に要する経費		助成対象経費の額			交付率	交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明	積算内訳			
工事費		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事		例) ○○工事 ○○設備工事 ○○建築工事 ○○電気設備工事	規格等を記載	1/2 以内		
(小計)								
機械器具の 購入費								
(小計)								
測量及び 設計費		工事に必要 な実施設計費						
		測量試験 費						
(小計)								
合計								
消費税								
総計								

(注1) 金額の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づき算出している場合は、使用した資料を添付。

(注2) 金額は契約単位で記入すること。

(注3) 交付申請予定額は、千円未満を切捨てとする。

別紙様式第 1 - 3 号 費用負担の方法及び資金計画

事業に要する費用を負担する者及びその負担割合、資金計画（資金調達方法等）について記載。

(単位：千円)

総事業費	助成対象 経費	交付金		自己資金	金融機関借入金			その他	合 計	備 考
		国費	地方公共 団体		(銀行名)	(銀行名)	小計			

(注) 自己負担以外資金の不足分を金融機関の融資等を予定している場合、契約書等資金調達が
 確実であることを証明できる書類を添付すること。

(添付書類一覧)

(2) 事業実施主体名

○事業実施主体の概要関係

- ・事業実施主体が民間企業である場合であつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ・事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料。
- ・添付の必要がある場合は、親会社等の保証等により、事業実施主体の財務状況に問題がないことが確認できる資料

(4) 成果目標

○(ア) 販売額

- ・販売額の実績が分かる資料、販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）

○(イ) 農業所得・営業利益

- ・税務書類の写し、決算書類等

○(ウ) 生産コスト

- ・生産コストの実績が分かる資料、販売予定価格の根拠資料（地域での販売価格等、価格の根拠）

○(エ) 災害時において、地域防災計画・協定等により位置付けられた施設、地域住民へのエネルギー供給の確保

- ・エネルギー供給の見込みがあることが確認できる内容（供給先の施設名、供給方法、協定等の締結状況又は協定等の締結までのスケジュール、調整状況）を記載し、根拠資料（協定書等、供給体制確保までの工程表、地方公共団体等との打合せ記録等）を添付。

(7) バイオマス利活用施設、設備・機器の導入技術、施設計画

○ア 導入技術の方式関係

- ・利用しようとするバイオマス利活用技術の概要を示す資料

○キ 施設用地の確保状況関係

- ・自己所有でないときは利用許可書等
- ・設置予定場所及びその周辺写真
- ・用地取得等の交渉中の場合、協議実績等

(8) バイオマス原料調達

○エ 原料調達先関係

- ・原料調達先との契約書等

○オ 原料調達価格関係

- ・原料調達価格の根拠資料

(10) 事業費

○ア 事業費積算内訳書関係

- ・公的な積算基準に基づいた算定書、見積書（原則3社以上）

○イ 費用負担の方法及び資金調達関係

- ・金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関との融資契約書等

(11) 関係法令の許認可の状況

○ア 事業運営に必要な関係法令等の許認可の見通し関係

- ・必要となる許認可が未取得の場合、取得の見通しについて参考となる資料

○イ 周辺環境への影響関係

- ・必要となる届出がなされていない場合は、その届出時期の見通しについて参考となる資料

(12) 実施体制

○イ 導入技術に必要な技術者

- ・自社に導入技術の運営管理できる技術者がいない場合、他の事業者等の技術協力が得られることが確認できる契約書・覚書き等

○オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

- ・設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月の記載のある資料（パンフレット、写真、出来高設計書（一部）等）

オ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等

※設置箇所、対象バイオマス、方式、規模（t/日）、稼働年月を記載

(15) 行政施策との関連性について

- 「バイオマス産業都市構想」に位置付けられた施策が確認できる資料

(17) リース料（※該当ある場合）

- 導入設備・機器の概要、購入価格、リース料額、支払期間が分かる資料

(18) リース事業者の名称及び概要（※該当ある場合）

- リース事業者の概要が分かる資料

※ 上記以外についても、必要に応じて関係資料を添付すること。その際、添付資料には資料番号（添付資料○）を記載するとともに、実施計画書本文中にも参照すべき資料番号を併せて記載すること。

別紙様式第2号（実施要領の第3の2関係）

畜産バイオマス地産地消対策事業に関する 経営収支改善効果分析（投資効率）

第1 経営収支改善効果の算定方法

1 経営収支改善効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

なお、第2の2に掲げる機械導入においては、経営収支改善効果分析の実施は不要とする。

$$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{事業費}$$

2 妥当投資額の算定は、次の（1）から（3）までにより行うものとする。

（1）妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

$$\text{妥当投資額} = \text{年総効果額} \div \text{還元率} - \text{廃用損失額}$$

（2）妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第2に従い算定するものとする。

（3）妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

$$\text{還元率} = \{ i \times (1 + i)^n \} \div \{ (1 + i)^n - 1 \} \quad (\text{別表参照})$$

$$i = \text{割引率} = 0.04$$

$$n = \text{総合耐用年数} = \text{事業費合計額} \div \text{施設等別年事業費の合計額}$$

$$\text{ただし、施設等別年事業費} = \text{施設等別事業費} \div \text{当該施設等耐用年数}$$

この場合において、当該施設等耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定めるところによる。

第2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

1 バイオマス利活用施設導入による年間総収入・総経費削減効果

（1）発電による収入・経費削減効果

電力量 (kWh)	単価 (円/kWh)	収入・削減効果 (千円)	備考
計	—		

（注）1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した電力費用（買電額）を削減したものとみなして、単価欄に買電単価を記載して削減効果を計算する。

- 2 売電単価は、地域利用と固定価格買取制度を併用するなど単価が異なる場合には、それぞれ記載する。

(2) 熱利用による収入・経費削減効果

熱量 (GJ)	単価 (円/GJ)	収入・削減効果 (千円)	備考
計	—		

(注) 1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した燃料費用を削減したものとみなして、単価欄に自家消費を行わなかった場合に用いた燃料の単価を記載して削減効果を計算する。

- 2 売熱をする場合の単価は、発熱量を都市ガス（ガス事業者へ売却）又は灯油（農家へハウス利用）換算して算出

算出例) 売熱単価 単位発熱量 36.7GJ/KL

(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.4 環境省、経済産業省 (令和元年 7 月))

灯油単価=93.2 円/ℓ=93,200 円/KL

(計画策定時の単価を使用。記載は令和元年 12 月現在の北海道価格)

1 G J =93,200/36.7=2,540 円/GJ

※計画地域や、最新の販売価格を基に算出すること

(3) 受入処理料収入

種類	処理量 (t)	受入単価 (円/t)	収入 (千円)	備考
家畜ふん尿				
〇〇				
計		—		

(4) 製造物の販売による収入・自家消費による経費削減効果

種類	販売量 (t)	販売単価 (円/t)	収入・削減効果 (千円)	備考
消化液 (自家消費)				

消化液 (販売)				
敷料 (自家消費)				
敷料 (販売)				
バイオガス (自家消費)				
バイオガス (販売)				
固形燃料 (自家消費)				
固形燃料 (販売)				
〇〇 (自家消費)				
〇〇 (販売)				
計		—		

(注) 1 自家消費を行う場合には、自家消費を行わなかった場合に要した各種類の費用を削減したものとみなして、単価欄に買電単価を記載して削減効果を計算する。

2 単価の算定根拠（見積書、定価表、カタログ等）を添付すること。公的な積算資料に基づく場合には、使用した資料を添付すること。

(5) 労務費・労賃削減効果

区分	削減労働時間 (時間)	時給相当単価 (円)	削減効果 (千円)	備考
労務費 (時給換算)				
労賃 (〇〇業務)				
〇〇				
計		—		

(注) 時給相当単価は、自営業の場合等、時給の定めがない場合には、年間所得を所定年間労働時間（1日あたり所定労働時間×所定の年間業務日数）で除し、月給・週給・日給制の場合には、所定の日数・労働時間数で除すなどして適宜求めること。

(6) 年間総収入・経費削減効果

種類	収入・削減効果額 (千円)	備考
(1) 発電による収入・経費削減効果		
(2) 熱利用による収入・経費削減効果		
(3) 受入処理料収入		
(4) 製造物の販売による収入・自家消費による経費削減効果		
(5) 労務費・労賃削減効果		
計		

2 バイオマス利活用施設導入による年間総支出

(1) 維持管理・運営費

直接費 (千円)	管理部門費 (千円)	総支出 (千円)	備考

- (注) 1 直接費には、人件費、修繕費及び諸費用が含まれる。
 2 管理部門費には、施設維持管理費が含まれる。

(2) 原料購入費

種類	購入量 (t)	購入単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
家畜ふん尿				
〇〇				
計				

(3) 副産物処理費

種類	処理量 (t)	処理単価 (円/t)	総支出 (千円)	備考
消化液				
〇〇				
計				

- (注) 副産物を費用を投じて処理する場合に記入。

(4) 年間総支出

種類	支出額 (千円)	備考
(1) 維持管理・運営費		
(2) 原料購入費		
(3) 副産物処理費		
計		

3 バイオマス利活用施設導入による年間総利益

総収入 (1. (6)) (千円)	総支出 (2. (4)) (千円)	年間総利益 (1. (6)) - 2. (4)) (千円)	備考

4 投資効率の算定

(1) 年総効果額 (=年間総利益) ○○○千円

(2) 総合耐用年数の算出

機械・施設名	耐用年数 ①	工事費等 ②	年工事額 (減価額) ③=②÷①
			④
			⑤
計		⑥	⑦=④+⑤
総合耐用年数=⑥÷⑦			年

※総合耐用年数に端数を生じた場合には小数以下を切り捨てる。

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位：千円)

名称	廃用損失額
計	

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数値	備考
事業費	①	千円	
年総効果額	②	千円	
総合耐用年数	③	年	
還元率	④		
妥当投資額	⑤ = (②÷④) - ⑥	千円	
廃用損失額	⑥	千円	
投資効率	⑦ = ⑤÷①		

※上記の収入及び支出項目は、あくまでも例示したものである。事業毎に判断し、必要に応じて、必要な項目を記入すること。

別表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

別紙様式 1

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 構成員の概要

名 称	所在地	代表者氏名	概 要	備 考
			※事業概要、従業員数、資本金、 売上高等について記載	

- 7 設立目的
- 8 事業の内容
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

年 月 日

農林水産省食料産業局長 殿

応募団体住所（郵便番号・事務所所在地）
応募団体名（名称及び代表者の役職・氏名）

暴力団排除に関する誓約書

当団体は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者